

(構成市町ホームページ掲載案例)

川西保健衛生施設組合下水道事業計画の変更案の縦覧について

川西保健衛生施設組合において、茂田井特定環境保全公共下水道事業計画の変更が予定されています。

この事業計画の案について、下水道法施行令第3条の規定により、広く地域住民の皆様に縦覧し、意見を求めます。

なお、縦覧期間満了の日までに、事業計画の変更案について意見書を提出することができます。

事業計画案の縦覧

縦覧の内容

縦覧期間	令和5年3月6日から令和5年3月20日まで (土、日曜を除きます。)
縦覧場所	川西保健衛生施設組合事務局 佐久市環境部下水道課 東御市都市整備部上下水道課 立科町建設環境課
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで
変更案の内容	・事業期間の延伸 ・計画諸元の変更 ・処理区の変更

意見書の提出

・意見書を提出することができるのは、事業計画の変更案に係る地域内の住民及びその他利害関係を有する方に限ります。

・ファックス、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。

意見書の提出方法

意見書の提出期間	令和5年3月6日から令和5年3月20日まで (土、日曜を除きます。)
意見書の提出先	川西保健衛生施設組合 事務局 〒389-0405 長野県東御市下之城1400番地2 電話:0268-67-2110
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで 郵送の場合は、期日までに到着したものに 限ります。

お問い合わせ

川西保健衛生施設組合 事務局

〒389-0405 長野県東御市下之城1400番地2

電話:0268-67-2110 FAX:0268-67-2085

E-mail:kawanisi@sas.janis.or.jp